

概要版

第4次 志布志市 ひとがともに輝く まちづくりプラン

人がともに認め合い、いきいきと輝くまちをつくろう。



令和5年3月

鹿児島県志布志市

計画策定の趣旨

これまで志布志市では、平成 19 年度に男女が社会の対等な構成員として参画できる社会の形成を目指し「志布志市男女（ひと）がともに輝くまちづくりプラン」を策定し、その後 2 度の改訂を重ねながら、計画の基本的な考え方や方向性、男女共同参画社会の実現に向けた施策を進め、総合的、計画的に施策の展開を図ってきました。

令和 4 年度が第 3 次計画の最終年度にあたることから、これまでの計画の進捗状況を検証するとともに、男女共同参画をはじめ女性活躍に関する国内外の動向や社会情勢の変化等に対応するため計画内容の見直し等を行い、「第 4 次志布志市ひとがともに輝くまちづくりプラン」を策定しました。

計画の性格

「第 4 次志布志市ひとがともに輝くまちづくりプラン」は、下表の 3 つの計画を内包しています。

本計画は、国や県の計画を勘案しながら「志布志市総合振興計画」を上位計画として関連する個別計画との整合性を図りながら今後の方向性を示します。

根拠法（計画名）	計画の方向性
男女共同参画社会基本法 （市町村男女共同参画計画）	男女共同参画社会の形成を推進するために実施する施策の基本的な方向性を示します。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 （市町村推進計画）	女性の職業生活における活躍を推進するために実施する施策の基本的な方向性を示します。
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 （市町村基本計画）	被害者等の保護や自立にかかわる総合的な支援を推進するとともに、人権が尊重され、配偶者からの暴力を容認しない社会を目指すための方向性を示します。



3 つの計画を一体的に策定します
計画の期間は、いずれも 5 年間です

計画の基本理念

一人ひとりの人権が尊重され、それぞれの生き方を自由に選択し、性別にかかわらず、自分らしく、いきいきと暮らせるまちづくりに、「志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例」の基本理念を踏まえて取り組みます。

基本理念

ひとがともに認め合い、
いきいきと輝くまちをつくらう。

計画の基本目標

男女共同参画社会を実現する上で、その根拠をなす基本理念「男女の人権の尊重」が、市民一人ひとりの意識に深く浸透し、家庭、地域、職場、学校、その他の社会のあらゆる分野における活動に結びつくことによって、性別にかかわらず、誰もが多様な生き方を自らの意思で選択し、個性や能力を発揮することができ、かつ、誰もが安全・安心に豊かに暮らすことができる社会を実現するため、次の 3 つの基本目標を定めま

- ① 全ての人が多様性を認め合い、性別にかかわらず平等な社会参画の意識が浸透した社会づくり
- ② 全ての人個性と能力を発揮し、様々な場面で活躍できる社会づくり
- ③ 全ての人安全に、安心して暮らすことができる社会づくり

計画の期間

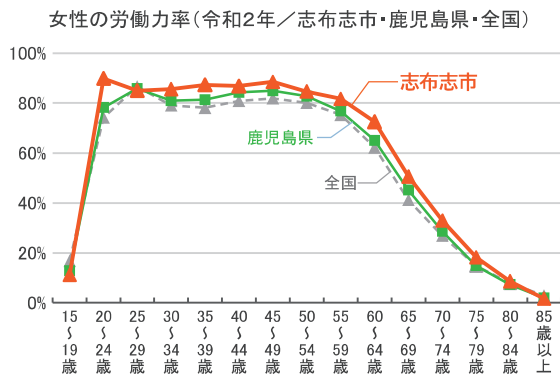
本計画の期間は、令和 5 年度を初年度とする令和 9 年度までの 5 年間とします。

また、計画期間の途中においても、国内外情勢の動向や社会・経済環境の変化に対応し、必要に応じて見直しを行います。

志布志市の現状と課題

女性の労働力率はおおむね国や鹿児島県よりも高い

- 本市の女性の就業の状況を見ると、出産や育児を機に職を離れ、30代を中心に働く女性が減るいわゆる「M字カーブ現象」の解消が進んでいます。
- 本市の女性の労働力率*は、20歳～24歳及び30歳～84歳において国や鹿児島県よりも高くなっています。



※労働力率とは、15歳以上人口に占める労働力人口の割合をいう

暴力を受けた経験がある市民が一定数存在している

- DVの経験をみると、精神的暴力を除き割合は低いものの一定数存在しています。
- どんな暴力も決して許されるものではなく、暴力の根絶を目指し被害者の相談や救済支援を行っていくことも重要です。

暴力を受けた経験(志布志市/全国)

	志布志市(経験あり)			全国(経験あり)		
	全体	女性	男性	全体	女性	男性
身体的暴力	5.1%	8.2%	1.4%	14.7%	17.0%	12.1%
精神的暴力	31.0%	35.9%	24.4%	12.5%	14.6%	10.2%
社会的暴力	13.9%	17.0%	10.3%	-	-	-
経済的暴力	-	-	-	5.9%	8.6%	2.8%
性的暴力	6.7%	10.1%	2.2%	5.2%	8.6%	1.3%

【出典】男女共同参画社会・DV・女性活躍推進に関する住民意識調査(令和4年1月)※無回答を除外し、再集計を行っている

身体的暴力…殴る、蹴る、首を絞める、タバコの火を押し付ける等
 精神的暴力…嫌がらせ、暴言、中傷、無視、脅迫等
 社会的暴力…親族や友人と会わせない、外出を禁止する等
 経済的暴力…生活費を渡さない、勝手に妻(夫)の貯金を使う等
 性的暴力…望まない性行為や妊娠、ポルノ映像などを強要する等

根強く残る性別役割分担

- 日常生活における夫婦の役割分担は、家事・育児・介護・学校関係について、依然として女性の負担が大きいことがわかります。
- 男女共同参画社会の実現には、男女双方の理解の促進や意識改革が第一歩であり、継続的な教育や啓発活動が必要です。

日常生活における夫婦の役割分担

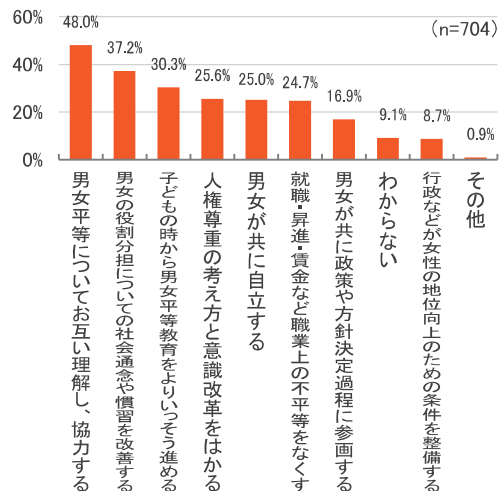
(n=429)	主に妻の役割	主に夫の役割	妻と夫が同程度	その他無回答
家事	51.0%	1.4%	29.8%	17.8%
育児	29.1%	0.0%	31.2%	39.7%
介護	12.4%	1.6%	17.2%	68.8%
P.T.A・子ども会	27.3%	6.1%	24.5%	42.1%
行政・学校等の手続き	32.2%	16.3%	24.9%	26.6%
地域活動への参加	12.6%	26.1%	36.8%	24.5%
高額商品や不動産等の購入決定	1.9%	20.0%	55.9%	22.2%

【出典】男女共同参画社会・DV・女性活躍推進に関する住民意識調査(令和4年1月)

理解・協力をはじめ、男女の役割分担や社会通念・慣習の改善が必要

- 男女共同参画社会の実現に向け必要なこととしては、お互いの理解・協力の促進をはじめ、従来の社会通念や慣習を改善することなどの割合が高くなっています。

男女共同参画社会の実現に向けて必要なこと



【出典】男女共同参画社会・DV・女性活躍推進に関する住民意識調査(令和4年1月)

第4次志布志市ひとがともに輝くまちづくりプランの体系図

基本理念 **ひとがともに認め合い、いきいきと輝くまちをつくろう。**

基本目標

基本目標1

全ての人が多様性を認め
合い、性別にかかわら
ない平等な社会参画の意識
が浸透した社会づくり

基本目標2

全ての人が個性と能力を
発揮し、様々な場面で活
躍できる社会づくり

基本目標3

全ての人が安全に、安心
して暮らすことができる
社会づくり

重点課題

重点課題1

性別にかかわらない平等な社会参画の視点からの制度・
慣行の見直し及び意識の改革・涵養^{かんよう}

重点課題2

児童・生徒への性別にかかわらない平等な社会参画の
意識の醸成を図る教育・学習の推進

重点課題3

社会生活における全ての人の均等な機会・待遇の確保
と女性の参画促進 **★¹ 第2次志布志市女性活躍推進計画**

重点課題4

性別にかかわらない平等な社会参画に関する国際的な
協調及び貢献（SDGsの推進等）

重点課題5

性別にかかわらない平等な社会参画の視点に立った
地域コミュニティ形成と防災の推進

重点課題6

全ての人の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
★² 第3次志布志市DV対策基本プラン

重点課題7

生涯を通じた全ての人の健康の保持及び増進

重点課題8

生活上の困難や課題に直面する人々が安心して暮らせる
環境の整備

それぞれの施策をすすめて、重点課題に取り組んでいくことで、
計画の基本目標や基本理念が達成できるんだね



施策の方向性

(1) 性別にかかわらず平等な社会参画の視点に立った制度や慣行の見直し

(2) 性別にかかわらず平等な社会参画を推進するための意識の改革・かんよう涵養

(1) 児童・生徒を対象とした意識啓発

(2) 教育関係者への意識啓発

(1) 行政分野における女性の方針決定過程等への参画の促進

(2) 雇用の分野における性別にかかわらず均等な機会・待遇の確保と女性参画の促進

(3) 自営業における女性の経営参画の促進と就業支援

(4) 男性の家事・育児・介護等への意識改革と参画の推進

(1) グローバルな目線でのジェンダー平等の推進とSDGs実現に向けた取組

(1) 性別にかかわらず平等な社会参画の視点に立った地域コミュニティ形成

(2) 性別にかかわらず平等な社会参画の視点に立った防災・減災の推進

(1) 全ての人の人権が尊重される社会づくり

(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進

(3) ハラスメントへの対策と対応

(1) 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

(2) 妊娠出産に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進

(1) 安心して子育てができる環境づくり

(2) 高齢者や障がいのある方等が安心して暮らせる環境づくり

(3) 困難な状況にある若者等の自立に向けた環境づくり

(4) 性の多様性についての理解促進

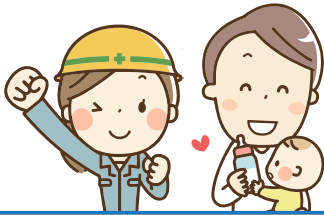
(5) 外国人市民が安心して暮らせる環境づくり

重点課題と施策の方向性

重点課題1

性別にかかわらず平等な社会参画の視点からの制度・慣行の見直し及び意識の改革・涵養（かんよう）

- 性別による固定的な役割分担に捉われない意識が醸成されるよう、学校教育や家庭教育、生涯学習、職場等様々な場面において、男女平等について学ぶ教育を進めます。また、男女が共に生活、経済、精神的に自立し、多様な生き方を選択できる力を育む社会教育を目指します。
- さらに、様々な形態のメディアを介し、多くの情報があふれている現代社会において、メディアを読み解き活用する能力（メディア・リテラシー）の向上を図るとともに、広報や出版物などの情報発信において、男女の人権を尊重した表現が行われるよう推進していきます。



重点課題3

社会生活における全ての人の均等な機会・待遇の確保と女性の参画促進
※第2次志布志市女性活躍推進計画

- 人口減少社会にある中で、持続的な成長を実現していくためには、最大の潜在力である「女性の力」の発揮が不可欠です。また、地方創生にあたっては女性の活躍が鍵であり、活力ある地域社会の実現に向けて女性の活躍を推進する意義は非常に大きいといえます。
- 女性の有業者に占める割合や管理職に占める割合等、女性の職業生活における活躍状況は地域によって異なっており、効果的に女性の活躍を推進するためには、国が実施する施策に加えて、女性にとってもっとも身近な本市において、地域の特性を踏まえた主体的な取組を推進することが重要であることから、**本項を女性活躍推進法第6条に基づく「市町村推進計画」として位置づけることとします。**

重点課題2

児童・生徒への性別にかかわらず平等な社会参画の意識の醸成を図る教育・学習の推進

- 児童・生徒が男女共同参画への理解を深めていくうえで、指導者に対する男女共同参画の視点に立った教育等を今後さらに継続して推進するとともに、一人ひとりの個性や能力に応じ将来の進路選択ができるよう、子どもの頃から男女共同参画や男女平等、人権の尊重、性差に関する偏見の解消を図ります。



重点課題4

性別にかかわらず平等な社会参画に関する国際的な協調及び貢献（SDGsの推進等）

- 国における男女共同参画の推進は国際的な取組と連動しており、男女共同参画社会の実現は、国際化を推進するうえで、不可欠な要素であることから、国際的な男女共同参画の推進状況を常に把握し、国際的視野に立ちその動向に留意していきます。
- さらに男女共同参画の推進に大きく貢献している国際的な条約や世界女性会議での成果や様々な情報などについて国・県と連携しながら市民に広報し、男女共同参画、人権や性的少数者等に対する理解促進を図っていきます。



重点課題5

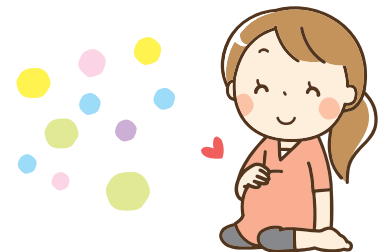
性別にかかわらず平等な社会参画の視点に立った地域コミュニティ形成と防災の推進

- 地域コミュニティは、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、そこでの男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって非常に重要です。地域においては、高齢化や過疎化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の様々な変化が生じており、男女が共に担わないと立ち行かなくなる状況にあって、地域力を高め、持続可能な社会を築いていくためには地域における男女共同参画が不可欠です。
- 地域において男女平等、男女共同参画の意識啓発をさらに進めるとともに、その活動を支援するための体制構築に向けた支援を行います。また、平時・災害発生時にかかわらず、性別にかかわらず防災・減災を検討し、そのために必要な準備を展開していきます。

重点課題7

生涯を通じた全ての人の健康の保持及び増進

- 男女がともに自らの身体について正しい情報を持ち、生涯を通じて、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等ライフステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進を支援する取組の充実を図ります。特に女性は、妊娠や出産の可能性もあり、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意した取組を行います。
- また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）について、全ての人が関心を持ち、正しい知識を得て認識を深めるための取組を行います。

**重点課題6**

全ての人の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
※第3次志布志市DV対策基本プラン

- 配偶者からの暴力（DV）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その防止に向けた取組が全国的に展開されている中、DV相談の受理件数は増加傾向にあります。このような中、本市では「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）に基づき、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策に関する市町村基本計画として策定しました。

**重点課題8**

生活上の困難や課題に直面する人々が安心して暮らせる環境の整備

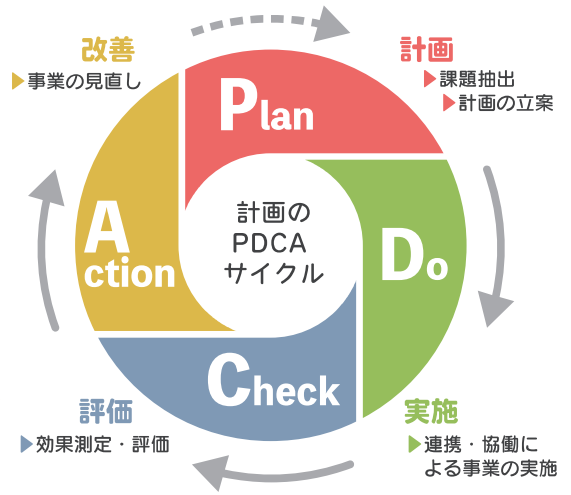
- 子どもを安心して産み、育てることのできる環境の充実を図ります。ひとり親家庭に対する子育て支援や就業・両立に向けた支援など、それぞれの家庭の状況に対応した支援を行います。
- さらに、高齢者、障がいのある方、外国人市民、性的少数者など、生活上の様々な困難を抱える人が安心して暮らすことができる環境の整備や多様性を認め合う社会の形成に取り組みます。



重点課題と施策の方向性

計画に位置づけた施策・事業の進捗状況を的確に把握するため、定期的に進捗状況の調査を実施し、計画の点検・評価を行います。

計画 **P** → 実施 **D** → 評価 **C** → 改善 **A** のサイクルで、計画の改善を行います。



用語の解説

以下は、本計画で使われている用語です。理解をさらに深め、ひとがともに認め合える社会を目指しましょう。



用語	用語の説明
アンコンシャス・バイアス	固定的な性別役割分担意識や人が無意識に持っている、偏見や思い込み。経験則によって、気づかないうちに身につけたもので、本人が意識しないところで、行動や意思決定に影響を与える。無意識の偏見。
DV (ドメスティックバイオレンス)	家庭内における暴力行為。特に、配偶者や恋人など近い関係にある異性への暴力。身体的な暴力行為のほか、精神的・性的暴力も含む。配偶者間暴力。また交際相手との間で起きる暴力のことを「デートDV」という。
ダイバーシティ & インクルージョン (D&I)	「多様性」を意味するダイバーシティと「包摂」を意味するインクルージョンを組み合わせた言葉。すべての人があらゆる違いを受け入れ、それぞれの個性を発揮して活躍できる社会の実現を目指す考え方をいう。
SDGs (エス・ディー・ジーズ)	人々が地球環境や気候変動に配慮しながら、持続可能な暮らしをするために取り組むべき世界共通の行動目標。国連で平成 27 年に採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で掲げられている。
ワーク・ライフ・バランス (WLB)	「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えることを指す。
ジェンダー	(Gender) 生物学的な性差をセックスというのに対して、社会的、文化的に形成された男女の違いをジェンダーと呼ぶ。近代の日本においては、男は社会で働き、女は家庭を守るという性的分業が教育を通して刷り込まれ、女性にとっては社会で活動しにくい差別的な環境が形成されてきた。
SOGIE (ソジー)	性的指向 (好きになる性)、性自認 (心の性)、ジェンダー表現 (性の表現) それぞれの英訳のアルファベットの頭文字を取った、人の属性を表す略称。異性愛の人なども含め、すべての人が持っている属性をいう。
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	妊娠・出産・避妊などについて、個人、特に女性みずからが決定権をもつという考え。1994 年 (平成 6 年) の国際人口開発会議で確立された。性と生殖に関する健康と権利。

第4次志布志市ひとがともに輝くまちづくりプラン (概要版)

(第4次志布志市男女共同参画計画/第2次志布志市女性活躍推進計画/第3次志布志市DV対策基本プラン)

令和5年3月 志布志市役所

〒899-7192 鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目1番1号

電話：099-472-1111(代表) F A X：099-473-2203

